

農地転用届出書の添付書類

(転用する農地が市街化区域内にある場合。事前に農業委員会に届出)

随時受付(木曜日を締切日とし、特に問題がなければ、翌週の木曜日に受理書を交付します。)

ただし、休日、GW、年末年始等の場合は、変更となる場合があります。

届出は正1部 ◎ 必須書類 ○ 該当する場合等必要に応じて添付

事項	書 類 名	届 出 (市街化区域)
土 地	・ 土地の登記事項証明書(法務局で交付を受けたもの(原本)。全部事項証明に限る。)	◎(1)
	・ 仮換地指定通知書の写し又は仮換地証明書 【届出地が土地区画整理事業施行区域の仮換地である場合】	○
申 請 者 等	・ 法人の登記事項証明書【申請者等が法人である場合】	○
	・ 競売・遺贈・民事調停等に該当する旨を証する書類 【競売・遺贈・民事調停等により申請者等が単独となる場合】	○
	・ 真正な権利者であることを証する書類【未相続地等真正な権利者であることが土地の登記簿謄本によって確認できない場合】	○
図 面 等	・ 位置図(1/15,000~1/30,000程度:姫路市都市計画図の写し等) 姫路市Webマップ:都市計画・用途地域(https://www.sonicweb-asp.jp/himeji/)	◎
	・ 付近見取図(住宅地図など)	○
	・ 公図(法務局備付の地籍図又は字限図)	○
	・ 仮換地位置図及び仮換地指定図 【届出地が土地区画整理事業施行区域の仮換地である場合】	○
	・ 求積図【一部転用である場合】	○
証 明 書 等	・ 他の許可等を受けていること又は受けるための手続をしていることを証する書類 【転用事業に関して他法令の許可等を要する場合】	○(2)
そ の 他	・ 関係水利権者並びに農区長等の同意書 (転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害防除措置の妥当性の確認のため)	○(3)※
	・ その他参考となる書類	○

注) (1)登記情報提供サービスによる照会番号(10桁)付き不動産登記情報も可

(締切日に照会確認ができるものに限る。有効期間は発行年月日から100日間)

(2)開発許可を必要とする5条届出は、当該許可を受けたことを証する書類の添付が必要です。

令和4年4月1日以降添付不要となりました。

(3)昭和46年以降の土地区画整理事業施行区域で、換地登記の完了した土地を除きます。

※ 添付できない書類がある場合は、農業委員会までご相談ください。

- ・ 市街化区域内の農地転用届出書(農地法第4条・第5条)

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000002421.html>